

前橋市監査委員公表第9号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年8月23日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	子	一	夫
同	宮	田	和	夫
同	横	山	勝	彦

建設部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 平成29年7月20日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：道路建設課】</p> <p>1 変更契約について（指摘事項）</p> <p>(1) 書面取り交わしによる契約履行について 本庁管内 前橋工業高校跡地整備工事（第1号）及び社資交（道路）道路改良工事（道建第1号）において、工事打合せ書等の書面による記録がないまま、変更契約が行われていた。 建設工事請負契約約款第1条第5項では、約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならないと規定されていることから、書面を用いない口頭による協議ではなく、工事打合せ書等の書面をもって約款に従った契約履行を行うように改善されたい。</p> <p>(2) 再資源化等をするための施設の変更について 富士見地区 舗装改良工事（第15号）において、特定建設資材廃棄物であるアスファルトコンクリート塊を処分するに当たり、建設工事請負契約書に添付の解体工事に要する費用等に記述された処理施設以外の施設に運搬し、処理したにもかかわらず、工事請負変更契約書を取り交わしていなかった。 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第2項では、対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約に記載された事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印の上相互に交換しなければならないと規定されていることから、再資源化処理施設を変更する場合は、同法律にのっとり変更の契約を締結するように改善されたい。</p>	<p>書面取り交わしによる契約履行について、建設工事請負契約の履行に当たり、契約約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除の事由が生じたときは、口頭による協議ではなく、工事打合せ書等の書面をもって請負者との協議を行い、契約約款に基づく適正な契約の履行を徹底することとした。</p> <p>再資源化等をするための施設の変更について、特定建設資材廃棄物の処理施設を建設工事請負契約書に記述した処理施設以外の施設に変更したときは、請負者からその変更の内容を書面で提出させ、協議を行った上で、変更した処理施設を書面に記述した変更契約を締結し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく適正な契約の履行を徹底することとした。</p>

建設部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 平成29年7月19日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：東部建設事務所】</p> <p>1 建設工事の通知について（指摘事項）</p> <p>社資交（狭あい）道路新設工事（東建第6号）において、特定建設資材を用いた請負代金の額が500万円以上の土木工事であるにもかかわらず、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項及び第11条の規定に基づく都道府県知事への通知がされていないかった。</p> <p>この通知については、同法施行令第8条第1項で都道府県知事の権限に属する事務であって、建築主事を置く市町村の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、知事への通知の受理に関する事務については、当該市町村の長が行うこととすると規定されており、本市にあっては、市長にその旨の通知をする必要があることから、法令にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。</p>	<p>建設工事の通知については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、市長に通知する必要があることから、所内で工事担当者研修を実施し、適正な事務処理を行うこととした。</p>